

タブレット端末等に関するQ & A

	Q : 「GIGAスクール構想」とは何ですか？
1	A : 文部科学省が提唱する「全国の児童生徒向けの1人1台端末と、学校における高速大容量のネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育を実現させる構想」です。
2	Q : タブレット端末等の利用について料金はかかりますか？
	A : タブレット端末は無償貸与です。ただし、家庭のネットワークに接続した場合の通信料金につきましては、家庭負担となります。
3	Q : タブレット端末の充電は学校ではなく家庭でするのでしょうか？
	A : タブレット端末を持ち帰った場合は、学校で使えるように、家庭で充電をお願いします。
	Q : タブレット端末の充電をし忘れた場合、授業は受けられないのでしょうか？
4	A : 登校後にタブレット端末を使用する授業まで充電をするなどして対応します。タブレット端末自体を忘れた児童生徒に対しては、他の教材の場合と同じように持参することや準備することの重要性を伝えるなど、教育的な指導を行います。また、各家庭でも忘れないように確認をお願いします。
	Q : 子どもが不適切なインターネットサイトにアクセスしたり、「SNS」を使って犯罪に巻き込まれたりしないかが心配ですが、その対策はどうなっていますか？
5	A : トラブルが発生しないように、タブレット端末利用について、「タブレット利用のルール」等を配付し、周知徹底するなどを行い、情報モラルに配慮した指導を行っていきます。学校におきまして、安全で安心なインターネット利用に向けた情報モラル教育に取り組んでまいりますが、ご家庭におきましてもご協力をお願いいたします。
6	Q : タブレット端末は家庭の外に持って行ってもよいですか？
	A : 学校及び家庭や放課後児童クラブ等の許可された場所以外への持ち出しあは、故障や破損等が生じてしまう可能性があるため、原則認めません。やむを得ない事情がある際は、担任の先生に相談をお願いします。
7	Q : 家庭のWi-Fiへの接続方法を教えてください。
	A : 家庭のWi-Fiへの接続につきましては、別紙の「家庭Wi-Fiへの接続手順について」を参考にしていただき接続をお願いします。
	Q : 家庭のWi-Fiへ接続した際、タブレット端末にデータが残ってしまうことが心配です。
8	A : Wi-Fi接続時にしかWi-Fiネットワークデータの消去ができないため、卒業時、転出等の最後に持ち帰りをした際に各家庭でWi-Fiネットワークデータ消去をお願いします。

2023.3.8
修正

タブレット端末等に関するQ & A

9	Q :	タブレット端末等の故障や動作不具合が生じた場合はどうしたらよいですか？また、費用負担はどうなるのか？
	A :	家庭学習中に不具合が生じた場合は、次の登校時に担任の先生に報告をお願いします。 タブレット端末を投げる、水をかける等、故意に故障を生じさせてしまった場合は、元に戻すための作業にかかる費用を家庭で負担していただくことがありますので、タブレット端末の取り扱いにはご注意ください。
10	Q :	紛失、盗難にあった場合にはどうすればよいですか？
	A :	紛失、盗難にあった場合は、学校へ報告してください。遺失物届や盗難届を警察に提出していただき、証明書の発行を受けるなどの手続きが必要です。なお、故意等による紛失、盗難の場合は、保護者負担により現状回復していただくことがあります。
11	Q :	タブレット端末をどのような学習場面で使用するのですか？
	A :	普段の授業では、子どもたちの意見の集約での効果的な活用や、個々の調べ学習等での使用により個別最適な学びを推進し、定期的な持ち帰りによって予習・復習等の子どもたちの自主的な調べ学習や、電子連絡帳等での活用だけでなく、感染症や自然災害等による学校の臨時休校等の緊急時においても、家庭学習を推進できるようにしていきます。
12	Q :	操作が分からなくなった場合は、どうすればよいですか？
	A :	家庭で操作が分からなくなったり、うまく使えなかった場合は、翌登校日に担任の先生に伝えてください。電話などで確認する必要はありません。
13	Q :	アカウント名やパスワードが分からなくなった場合はどうすればよいですか？
	A :	パスワード等を何回も間違って入力してしまうと、パスワードロックがかかってしまい修理が必要になりますので、パスワード等が分からなくなった場合は、何回も入力しないで、翌登校日に担任の先生にその旨を伝えてください。（パスワードの入力は4回までとして下さい。）
14	Q :	端末に家庭環境に応じた設定をしてもいいですか？
	A :	タブレット端末については、背景等も含めて一切の変更を行わないようお願いします。
15	Q :	専用の袋がないため家庭で準備してもよいのか？
	A :	専用の袋は、準備していないため、持ち帰りの際は小学生は基本ランドセル、中学生はリュックやカバン等の間に入れて衝撃をタブレット端末に伝えない工夫をお願いしています。ただ、各家庭で準備いただける場合は、ありがたくお願ひしています。
16	Q :	操作ログを確認することはありますか。
	A :	タブレット端末の故障及びアカウントの悪用等があった場合、起動履歴などを記録している操作ログの確認を行うことがあります。

2023.3.8
修正

タブレット端末等に関するQ & A

17	<p>Q : タブレット端末を投げる、水をかけるなどによる故意の場合や、誤った取り扱いでの大きな過失による故障があった場合、修理費用は保護者負担となる旨の記載がありますが、修理費用の上限額はいくらですか。</p> <p>A : 修理費用の上限額は、端末本体で約5万円、キーボードで約2万円です（メーカーの価格改定により増額する場合があります）。端末の修理は、学校で使用するための各種設定を行う端末の保守事業者にて行いますので、各学校に申し出をしてください。</p>	2021.9.9 追加	2023.3.8 修正
18	<p>Q : 持ち帰った充電用のケーブルを破損させてしまった場合も修理の取り扱いはタブレット端末と同様ですか。</p> <p>A : タブレット端末同様、故意に破損させた場合は保護者負担となります。ケーブルは消耗品であり、破損した場合は修理ではなく買い替える必要があります。経年劣化による摩耗以外で使用できない状況となった場合は、保護者負担により取り替えていただく必要があるため、Apple純正品にてご購入いただきますようお願いいいたします。</p>	2021.9.9 追加	
19	<p>Q : タブレット端末の液晶保護フィルムをはがしてしまった場合も修理の取り扱いはタブレット端末と同様ですか。</p> <p>A : 充電用ケーブル同様保護者負担で買い替えになります。タブレット端末は市内の全児童生徒で共用のため、指定の保護フィルムでの買い替えとなりますので、各学校に申し出をしてください。（1,600円程度※物価変動により価格が変更になる場合があります）</p>	2023.3.8 追加	
20	<p>Q : モバイルルーターの貸出しに基準はありますか。</p> <p>A : ご家庭に無線通信環境が無い場合は貸出しが可能です。転入学等により初めてタブレットを持ち帰る月は、試行期間として通信開始したモバイルルーターの貸出しを行いますが、翌月からは各ご家庭（給食費の全額補助を受けている世帯を除く）において通信料をご負担いただきます。モバイルルーターの貸出しを希望される方は各学校にお問い合わせください。</p>	2021.9.9 追加 2022.3.8 修正	※項番19 から 20に変更

タブレット端末等に関するQ & A（故障対応 例）

	事案	事後のタブレット対応
1	授業中や教室間移動など、校内でタブレットが落下し壊れてしまった。	基本的に公費で対応し、児童生徒は予備機端末を使用
2	友達とふざけていて、投げたものがタブレットに落下し壊れてしまった。	保護者負担で修理
3	かばん（ランドセル含む）にタブレットを入れた状態で下校中に転んでしまい画面が割れてしまった。	基本的に公費で対応し、児童生徒は予備機端末を使用
4	下校中、途中でタブレットをかばんから取り出した後、壊れてしまった。	保護者負担で修理
5	家庭で学習中にタブレットを落としてしまい壊れてしまった。	基本的に公費で対応し、児童生徒は予備機端末を使用
6	家庭で遊んでいたら、タブレットを踏んで壊れてしまった。	保護者負担で修理
7	家庭でお風呂に入っている際に使用していたら水没させてしまい、使用不能になった。	保護者負担で修理
8	プラグをもって抜き差ししていたが、充電ケーブルが切れてしまった。	経年劣化の場合は公費で対応
9	充電ケーブルを引っ張って抜いたら切れてしまった。	保護者負担で純正品を買い替える
10	学校（家庭）で故意に投げたり蹴飛ばして壊してしまった。	保護者負担で修理
11	勝手にケースから外し、壊してしまった。	保護者負担で修理
12	家庭で、小さなお子さん（未就学児）や、ペットの届く場所に保管し、壊してしまった。	保護者負担で修理
13	家庭でのタブレットの保管中や使用中に飲み物等の水分をこぼし、故障してしまった。	保護者負担で修理
14	学習活動に関係のない不適切利用をしていて壊してしまった。	保護者負担で修理
15	液晶保護フィルムをはがしてしまった。	保護者負担で指定のものに買い替える

やむを得ない事由での故障修理は公費で対応しますが、本人に大きな過失や責任がある場合は、保護者負担となります。

※上記は、基本的な対応例であり、状況によっては別の対応を検討することもあります。

※使用上支障がない場合は、液晶画面が割れてもそのまま使用する場合があります。